

「知的財産推進計画2021」の策定に向けた意見

1. コンテンツの海外展開の推進について

- 新型コロナウイルス感染拡大により、インバウンド関連を含む多くの産業が打撃を受ける中、日本の文化や地域産品の魅力などを海外に効果的に発信することができ、文化・経済の両面での寄与が期待できる放送コンテンツの役割はますます増している。ポストコロナ時代を見据え、日本への関心や需要を維持・喚起し、さらなる“日本ファン”の拡大につなげるため、放送コンテンツの海外展開に対し、今後も国による安定的かつ継続的な財政的支援をお願いしたい。特に、対面でのリアルな展開の機会が制限される中、オンラインやリモートなど新しい形態での取り組みについても柔軟かつ十分な支援がなされるよう要望する。
- 放送コンテンツの海外展開については、近年、各省庁の振興予算が措置され、省庁間の連携が進むなど、大きく進展しているが、より実効性を高めるため、海外展開において実績のある民間組織との連携や支援についても推進するよう要望する。

2. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進等について

- 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する著作権法改正が検討されているが、制度改正後の運用上の手続きが簡便で使いやすく、配信サービスの実情を踏まえて権利処理円滑化の実効性を担保するものになるよう策定されたい。また、制度改正後も継続的にフォローアップを行い、必要に応じてさらなる検討・措置を行うことを要望する。
- 新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化に伴い、コンテンツの需要が増大し、民間放送事業者はインターネット配信や海外展開などの二次展開にさらに積極的に取り組むことが求められている。時代の変化に合わせたビジネスやコンテンツ需要に資する施策の継続的な検討を要望する。
- デジタル時代のコンテンツ流通・活用のさらなる促進に向け、▽コンテンツの権利情報の集約、▽著作権等管理事業者による権利の集中管理の促進、▽不明権利者の権利処理に関する手続きの負担軽減は、引き続き重要な課題である。拡大集中許諾制度など新たな制度や著作権等管理事業法などの既存の制度も含め、管理事業を行う者が、積極的に権利処理の円滑化に向けた集中管理の担い手となるような制度作りを推進されたい。

- 官民で実証実験に取り組んでいる音楽著作物、レコード、レコード実演分野を中心としたデータベースについては、利用者のニーズを的確に把握したうえで、早期に実用化されたい。

3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

- 放送コンテンツに限らず、コンテンツの違法配信対策を実効的に進めるうえでは、▽コンテンツ・プラットフォーム事業者やプロバイダを始めとするインターネット関連事業者の積極的で主体的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽コンテンツの利用者や国民の理解の醸成が欠かせない。また、海賊版対策に関する施策においては、コンテンツの提供方法の有償・無償の別で保護の要否を判断することのないよう求める。
- 特に海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、発信国との間で捜査機関や外交ルートとの連携を進め、国家間レベルでの解決を推進されたい。国内においても、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく取り組みについて、各種対策の効果を検証し、侵害対策に強い団体との連携を強化し、実行力を高めることを要望する。

4. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- 世界知的所有権機関（WIPO）が所掌する著作権分野の条約における放送事業者の保護は、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」が前提とした1950年代の水準に据え置かれ、デジタル・インターネット時代に整合していないため、WIPOが現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は国際的な放送コンテンツの違法配信への対応に不可欠である。第59回WIPO加盟国総会（2019年9月30日～10月9日）では、重要事項に関して加盟国がコンセンサスに至ることを条件に、2020年または2021年の2年間の間に「放送機関の保護に関する条約」締結のための外交会議を開催することを目指すとしている。新型コロナウイルス感染拡大の影響によりWIPOでの議論が停滞しているが、早期の条約成立に向け、日本政府においては加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

5. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- 文化審議会著作権分科会では、クリエイターへ適切な対価を還元し、コンテンツの再生産につなげるための新たな対価還元策が検討されているが、私的録音録画補償金制度に代わる新たな制度創設までの措置として、実態に応じた対象機器等の特定をはじめ、本制度の実効性確保に向けた早期の見直し実施を要望する。

6. アーカイブの利活用について

- 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

7. 知財マネジメント教育、著作権教育の推進について

- 知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野においても重要である。また、2021年4月から授業目的公衆送信補償金制度の有償での本格運用が開始されることを受け、教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を強化するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成支援など、幅広く柔軟な方策を推進されたい。

以 上